

新	旧
<p data-bbox="331 165 869 264">第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方 (改訂版 ver.1)</p> <p data-bbox="488 304 712 331">令和6年3月11日</p> <p data-bbox="129 373 237 400">はじめに</p> <p data-bbox="98 442 1099 715">子ども・子育て支援法第61条及び第62条において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）をいう。以下同じ。）に即して、それぞれ5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県支援事業支援計画」という。）を定めるものとされている。</p> <p data-bbox="98 719 1099 818">各市町村及び都道府県においては、令和2（2020）年度を始期とする当該各計画の計画期間の終期が令和6（2024）年度であることから、令和7（2025）年度を始期とする第三期の当該各計画を改めて作成する必要がある。</p> <p data-bbox="98 823 1099 1270">そこで、第一期の市町村支援事業計画の作成に当たって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月20日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「第一期手引き」という。）をベースとしつつ、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」（平成31年4月23日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡。以下「第二期手引き」という。）を改訂する形で、自治体の実情に応じて、これまでどおり第一期手引きの内容をベースに対応可能であることを示しながらも、直近の議論や状況等を踏まえた諸般の改正や自治体の実情に応じて柔軟に対応が可能である点などを示した、第三期の市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に当たっての「量の見込み」の算出等の考え方（以下「第三期手引き」という。）を提示する。各市町村及び都道府県におかれては、第一期手引き及び第三期手引きを参考に第三期市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の計画作成を進めていただきたい。</p> <p data-bbox="98 1311 1099 1410">なお、今回提示する考え方の活用方法も含め、具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断いただきたい。</p>	<p data-bbox="1361 165 1899 264">第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方 (初版)</p> <p data-bbox="1503 304 1727 331">令和5年9月20日</p> <p data-bbox="1149 373 1256 400">はじめに</p> <p data-bbox="1120 442 2121 715">子ども・子育て支援法第61条及び第62条において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）及び都道府県は、国が示す基本指針（「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号）をいう。以下同じ。）に即して、それぞれ5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村支援事業計画」という。）及び都道府県子ども・子育て支援事業支援計画（以下「都道府県支援事業支援計画」という。）を定めるものとされている。</p> <p data-bbox="1120 719 2121 818">各市町村及び都道府県においては、令和2（2020）年度を始期とする当該各計画の計画期間の終期が令和6（2024）年度であることから、令和7（2025）年度を始期とする第三期の当該各計画を改めて作成する必要がある。</p> <p data-bbox="1120 823 2121 1302">そこで、第一期の市町村支援事業計画の作成に当たって示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」（平成26年1月20日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡。以下「第一期手引き」という。）をベースとしつつ、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」（平成31年4月23日内閣府子ども・子育て本部参事官（子ども・子育て支援担当）事務連絡。以下「第二期手引き」という。）を改訂する形で、自治体の実情に応じて、これまでどおり第一期手引きの内容をベースに対応可能であることを示しながらも、直近の議論や状況等を踏まえた諸般の改正や自治体の実情に応じて柔軟に対応が可能である点などを示した、第三期の市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の作成に当たっての「量の見込み」の算出等の考え方（以下「第三期手引き」という。）を提示する。各市町村及び都道府県におかれては、第一期手引き及び第三期手引きを参考に第三期市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画の計画作成の準備を進めていただきたい。</p> <p data-bbox="1120 1311 2121 1410">なお、今回提示する考え方の活用方法も含め、具体的な算出方法等については、各市町村及び都道府県において地方版子ども・子育て会議等の議論を経て、適切に判断いただきたい。</p>

新	旧
<p>「第三期手引き」の改訂版 ver.1（令和6年3月11日こども家庭庁成育局総務課事務連絡）は、「第三期手引き」の初版（令和5年9月20日こども家庭庁成育局総務課事務連絡）発出後、各自治体の意見も踏まえた<u>所要の修正及び令和6年4月1日に適用される基本指針の最新の改正に伴う所要の修正を反映したものである。</u></p> <p>今後、「新子育て安心プラン」等にかわるプランを策定する可能性があるとともに、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく対応等を踏まえ、<u>再度、令和6年夏頃以降に本手引きを改訂する可能性はあることに留意されたい。</u>一方、第三期市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画は、<u>既に「第三期手引き」の初版を基に作成作業を進めていただくようお願いしていたところ、引き続き、「第三期手引き」の改訂版 ver.1を基に作成作業を進めていただくようお願いしたい。</u></p> <p>※ 各項目名後の（ ）内は、第一期手引きにおける該当ページを示している。</p> <p>< 1 > 略</p> <p>< 2 > 量の見込みの算出</p> <p>II. 量の見込みの具体的算出方法（P6） 略</p> <p>1 略</p> <p>2. 教育・保育の量の見込みの算出方法（P30～38） （全般的事項） 略</p> <p>（個別事項） （ア） 略 （イ） 0歳児及び1歳児保育の量の見込み（P38） 0歳児及び1歳児保育の量の見込みについては、次の点を考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の育児休業の取得状況 ・「1歳（または2歳）から必ず利用できる事業があれば、1歳（または2歳）になるまで育児休業を取得したい」者の保育ニーズの、今後の保育サービスの拡充に伴う変動 ・1年超の育児休業取得の希望 	<p>※ <u>本手引きは、今後、各自治体の意見を踏まえて必要に応じて修正を行う予定。修正がある場合は、10～11月を目途に改訂版として発出予定。</u></p> <p>※ <u>このほか、今後、「新子育て安心プラン」等にかわるプランを策定する可能性があるとともに、「こども未来戦略方針」（令和5年6月13日閣議決定）における「こども・子育て支援加速化プラン」に基づく対応等を踏まえ、再度、本手引きを改訂する可能性はあるが、第三期市町村支援事業計画及び都道府県支援事業支援計画は、<u>今般お示しした手引きを基に作成作業を進めていただくようお願いしたい。</u></u></p> <p>※ 各項目名後の（ ）内は、第一期手引きにおける該当ページを示している。</p> <p>< 1 > 略</p> <p>< 2 > 量の見込みの算出</p> <p>II. 量の見込みの具体的算出方法（P6） 略</p> <p>1 略</p> <p>2. 教育・保育の量の見込みの算出方法（P30～38） （全般的事項） 略</p> <p>（個別事項） （ア） 略 （イ） 0歳児及び1歳児保育の量の見込み（P38） 0歳児及び1歳児保育の量の見込みについては、次の点を考慮する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の育児休業の取得状況 ・「1歳（または2歳）から必ず利用できる事業があれば、1歳（または2歳）になるまで育児休業を取得したい」者の保育ニーズの、今後の保育サービスの拡充に伴う変動 ・1年超の育児休業取得の希望

新	旧
<p>・年度当初から年度末にかけて、段階的に利用者数が増加すること このため、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近いものとなるよう、適切に量を見込むこと。</p> <p>なお、0歳児保育の量の見込みを算出するに当たっては、「0歳児保育の「量の見込み」等について」（平成26年7月10日内閣府子ども・子育て支援新制度施行準備室事務連絡）及びその別添（以下本項において単に「別添」という。）において算出方法の例をお示ししてきたところである。今後、別添に従い0歳児保育の量の見込みを算出するに当たっては、P6及びP7の「(全国平均値の場合の計算方法)」は、以下のとおり順次読み替えること。</p> <p><u>P6……「手引きに基づく算出結果 × 7/12」が保育を利用 「手引きに基づく算出結果 × {100% - 57.7% × (100% - 35.8%) }」 が保育を利用 ※「手引きに基づく算出結果 × {100% - ② × (100% - ③)}」</u></p> <p><u>P7……「(1)による算出結果 - 手引に基づく算出結果 × 57.7% × 35.8% × 66.4% × 29.8%」が保育を利用 ※「(1)による算出結果 - 手引きに基づく算出結果 × ② × ③ × ④ × ⑤」</u></p> <p>3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法 (P39～61) (全般的事項) 略</p> <p>(個別事項) (ア) 時間外保育事業の量の見込み (P39) 第一期手引きにおいては、時間外保育事業の量の見込みの算出方法等を記載しており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。 他方で、例えば保育所等の入所申込時に今後の利用可能性について聴き取るなどにより、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。 <u>なお、(3)利用意向率の算出に当たっては、現に保育所等を利用していないが、今後保育所等の利用と共に時間外保育も利用したい者のニーズも考慮し、第一期手引き(P39)による方法ではなく、以下の方法に沿って算出することが考えられる。</u> <u>(問16で今後の保育ニーズ有と回答した者の割合) × (問15で現在教育・保育事業を利用していると回答した者のうち、問15-2で18時以降の利用を希望する割合)</u></p>	<p>・年度当初から年度末にかけて、段階的に利用者数が増加すること このため、育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、よりニーズの実態に近いものとなるよう、適切に量を見込むこと。</p> <p>3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出方法 (P39～61) (全般的事項) 略</p> <p>(個別事項) (ア) 時間外保育事業の量の見込み (P39) 第一期手引きにおいては、時間外保育事業の量の見込みの算出方法等を記載しており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。 他方で、例えば保育所等の入所申込時に今後の利用可能性について聴き取るなどにより、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。</p>

(イ) 放課後児童健全育成事業の量の見込み (P40)

(1) 放課後児童健全育成事業の量の見込みの考え方について

第一期手引きにおいては、放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出方法等を記載しており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、例えば過去の教育・保育施設の利用状況と放課後児童クラブの利用実績や待機児童数から推計するなど、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することが可能である。

放課後児童クラブの受け皿整備については、「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」という。)において、待機児童の解消の実現や今後想定される女性就業率の上昇を踏まえ、令和5(2023)年度までに152万人分の受け皿が整備できるよう、取組を進めてきたところであるが、待機児童は依然として令和5(2023)年に1.6万人程度存在しており、登録児童数も145.7万人であり、令和5(2023)年度末までに、152万人の受け皿整備の目標整備達成が困難な状況にある。そこで、待機児童の解消、学齢期の児童が安全・安心に過ごせる場所の拡充が急務であることから、こども未来戦略において、152万人分の受け皿整備を、加速化プランの期間中(令和6(2024)年度～令和8(2026)年度)の早期に達成できるよう取り組むとされているところであり、令和5(2023)～6(2024)年度に集中的に取り組むべき対策として「放課後児童対策パッケージ」をまとめている。早期に152万人の目標整備量を達成し、待機児童を解消できるよう取り組むに当たり、量の見込みを検討・算出する際には、次の点を参考とされたい。

(i)～(iii) 略

(2) 放課後児童クラブを取り巻く状況を踏まえた確保方策について (P65～67にも関連)

前述のとおり、放課後児童クラブについては、依然として待機児童が発生しており、待機児童が発生している市町村においても地域偏在がある。そうしたことから、地域を区切って量の見込み及び確保方策を設定することも有効である。また、定員に余裕のある事業所に関する情報提供や利用調整、送迎を行うことにより、他の放課後児童クラブや児童館等の利用促進も併せて実施することを検討すること。さらに、放課後児童クラブの多くは学校教室等を用いて実施しているが、小学校の35人学級の実施や特別支援学級の増加等により、これまで使用していた教室等が急きょ使用できなくなってしまうケースもある一方で、学校は児童が校外に移動せずに放課後を安全に過ごせる場所であるため、学校教育に支障が生じない限り、放課後児童クラブの実施に当たっては、余裕教室や放課後等(長期休業中を含む)に一時的に使われていない特別教室、体育館等の徹底的な活用を行っていくことが重要であることから、確保方策を定めるに当たっては、教育委員会・

(イ) 放課後児童健全育成事業の量の見込み (P40)

(1) 放課後児童健全育成事業の量の見込みの考え方について

第一期手引きにおいては、放課後児童健全育成事業の量の見込みの算出方法等を記載しており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。

他方で、例えば過去の教育・保育施設の利用状況と放課後児童クラブの利用実績や待機児童数から推計するなど、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することが可能である。

令和5(2023)年度までの「新・放課後子ども総合プラン」(以下「新プラン」という。)においては、待機児童の解消の実現や今後想定される女性就業率の上昇を踏まえ、整備量を設定していたが、令和5(2023)年度末には新プランにおける目標整備量に達しないことが見込まれ、かつ待機児童が依然として発生している状況であるため、量の見込みを検討・算出するに当たっては、次の点を参考とされたい。

(i)～(iii) 略

(2) 放課後児童クラブを取り巻く状況を踏まえた確保方策について (P65～67にも関連)

前述のとおり、放課後児童クラブについては、依然として待機児童が発生しており、待機児童が発生している市町村においても地域偏在がある。そうしたことから、地域を区切って量の見込み及び確保方策を設定することも有効である。また、利用調整や送迎を行うことにより、他の放課後児童クラブや児童館等の利用促進も併せて実施することを検討すること。さらに、放課後児童クラブの多くは学校教室等を用いて実施しているが、小学校の35人学級の実施や特別支援学級の増加等により、これまで使用していた教室等が急きょ使用できなくなってしまうケースもある一方で、学校は児童が校外に移動せずに放課後を安全に過ごせる場所であるため、学校教育に支障が生じない限り、放課後児童クラブの実施に当たっては、余裕教室や放課後等(長期休業中を含む)に一時的に使われていない特別教室、体育館等の徹底的な活用を行っていくことが重要であることから、確保方策を定めるに当たっては、教育委員会・学校等の関係部局とも連携の上、慎重に検

新	旧
<p>学校等の関係部局とも連携の上、慎重に検討を行い、必要量の確保に努めること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(ウ) 子育て短期支援事業の量の見込み (P43)</p> <p>第一期手引きにおいては、子育て短期支援事業の量の見込みの具体的な算出方法等が記載されており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。</p> <p>他方で、例えば相談支援員等が相談を含め対応している児童や世帯の中で、本事業の利用が望ましい児童・世帯数（児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否（ネグレクト）、保護者の育児疲れや育児不安のある世帯の数）も踏まえ、過去の子育て短期支援事業の申請受付実績（定員超過等により利用できなかった数も含む）から推計するなどにより、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。</p> <p>また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においては、孤立した育児によって虐待につながることはないよう、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている一方で、市町村における支援の供給量は、令和元（2019）年度の実績を見ると、子育て短期支援事業のショートステイが約 9 万人日／年、要支援・要保護児童 1 人当たりで見ると約 0.36 日／年と圧倒的に整備が遅れており、児童虐待による死亡事例の検証結果（第 18 次）を確認すると、行政機関等による子育て支援事業の利用状況について、「心中以外の虐待死事例」（47 例）のうち、子育て短期支援事業の利用「あり」が 0 例であったことから、支援を必要とする家庭に届いていない実態がうかがえるとの指摘があることを踏まえ、事業の対象となる家庭の潜在的ニーズを勘案した量の見込み及び確保方策を設定すること。</p> <p>なお、第一期手引きに沿って量の見込みを算出する場合、これまで保護者等の利用状況の実績を調査していたが、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の利用を希望する数を適切に把握する必要があることから、第一期の市町村支援事業計画作成時に示した「調査票のイメージ」問 25 を以下の質問に修正の上、保護者等の利用希望の数値を利用意向の算出の際に使用し、量の見込みを算出すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではなく、また、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。</p> <p>また、<u>児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号）による児童福祉法の改正（以下「令和 4 年児童福祉法改正」という。）</u>により、親子入所等支援や</p>	<p>討を行い、必要量の確保に努めること。</p> <p>(3) 略</p> <p>(ウ) 子育て短期支援事業の量の見込み (P43)</p> <p>第一期手引きにおいては、子育て短期支援事業の量の見込みの具体的な算出方法等が記載されており、第三期においても、従来どおりこの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。</p> <p>他方で、例えば相談支援員等が相談を含め対応している児童や世帯の中で、本事業の利用が望ましい児童・世帯数（児童相談所から引き継いだ児童がいる世帯、怠慢・拒否（ネグレクト）、保護者の育児疲れや育児不安のある世帯の数）も踏まえ、過去の子育て短期支援事業の申請受付実績（定員超過等により利用できなかった数も含む）から推計するなどにより、該当する家庭の潜在的ニーズが正確に把握できる場合には、必ずしも第一期手引きに記載している方法により算出する必要はなく、各市町村の実情に応じて適切に対応することも可能である。</p> <p>また、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）においては、孤立した育児によって虐待につながることはないよう、子育て短期支援事業等の市町村の在宅支援サービスの充実と受け皿の確保を図ることとしている一方で、市町村における支援の供給量は、令和元（2019）年度の実績を見ると、子育て短期支援事業のショートステイが約 9 万人日／年、要支援・要保護児童 1 人当たりで見ると約 0.39 日／年と圧倒的に整備が遅れており、児童虐待による死亡事例の検証結果（第 18 次）を確認すると、行政機関等による子育て支援事業の利用状況について、「心中以外の虐待死事例」（47 例）のうち、子育て短期支援事業の利用「あり」が 0 例であったことから、支援を必要とする家庭に届いていない実態がうかがえるとの指摘があることを踏まえ、事業の対象となる家庭の潜在的ニーズを勘案した量の見込み及び確保方策を設定すること。</p> <p>なお、第一期手引きに沿って量の見込みを算出する場合、これまで保護者等の利用状況の実績を調査していたが、保護者の育児疲れや育児不安などの事由により本事業の利用を希望する数を適切に把握する必要があることから、第一期の市町村支援事業計画作成時に示した「調査票のイメージ」問 25 を以下の質問に修正の上、保護者等の利用希望の数値を利用意向の算出の際に使用し、量の見込みを算出すること。ただし、既に調査を実施している市町村においては、追加調査を依頼するものではなく、また、地方版子ども・子育て会議等の議論等を踏まえたより効果的、効率的な方法による算出を妨げるものではない。</p> <p>また、<u>令和 4 年児童福祉法改正</u>により、親子入所等支援や入所希望児童支援による事業が拡充されたことを踏まえ、利用希望把握調査等の結果に加え、レスパイト・</p>

新	旧
<p>入所希望児童支援による事業が拡充されたことを踏まえ、利用希望把握調査等の結果に加え、レスパイト・ケアと併せて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子や、保護者の育児放棄や過干渉等により自ら一時的な利用を希望する児童等についても、本事業の活用が想定される数として量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うこと。</p> <p>【参考】「調査票のイメージ」の変更問 略</p> <p>(エ) ～ (カ) 略</p> <p>(キ) 利用者支援事業の量の見込み (P61)</p> <p>利用者支援事業の量の見込みについては、第一期手引きにおいて、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して算出することとした上で、第二期手引きにおいて、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込みや<u>子育て世代包括支援センターの設置を見据えた見込みとなるよう留意することとしたところであり、第三期においても、子育て世代包括支援センターについてはこども家庭センターと読み替えた上で、これらの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。</u></p> <p><u>この点、令和4年児童福祉法改正で市町村が設置に努めることとされたこども家庭センターについては、新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン（令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、全市町村が令和8（2026）年度までに全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う体制を整備できるよう取り組むとされている。このため、こども家庭センターについては、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うための職員体制を十分に整備した上で、地理的条件、従来の子育て世代包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点の設置状況等を踏まえ、母子保健機能と児童福祉機能を1か所に集約して整備するか、分散して整備するか、地域の実情を踏まえた施設形態をとることも可能であることに留意しつつ、令和8（2026）年度までに整備が図られるよう、地域の実情に応じてその量の見込み及び確保方策を設定すること。</u></p> <p>また、令和4年児童福祉法改正により、市町村は地域子育て相談機関の整備に努めることとしており、地域子育て相談機関は中学校区に1か所を目安に設定することを原則としている。地域子育て相談機関への財政的支援の方法として、利用者支援事業の基本型を細分化して新たな類型を創設した上でこれを活用し、支援することとしていることから、利用者支援事業の基本型の量の見込み及び確保方策を設定する場合には、段階的に地域子育て相談機関を中学校区に1か所を目安に整備する際に同事業が活用されることを踏まえ、適正な補正を行うこと。また、地域子育て相</p>	<p>ケアと併せて、児童の養育方法や関わり方について支援が必要な親子や、保護者の育児放棄や過干渉等により自ら一時的な利用を希望する児童等についても、本事業の活用が想定される数として量の見込みに加えるなど、適切な補正を行うこと。</p> <p>【参考】「調査票のイメージ」の変更問 略</p> <p>(エ) ～ (カ) 略</p> <p>(キ) 利用者支援事業の量の見込み (P61)</p> <p>利用者支援事業の量の見込みについては、第一期手引きにおいて、教育・保育施設や他の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを勘案して算出することとした上で、第二期手引きにおいて、子育て中の親子にとって、より身近な場所に設置することができるよう、地域子育て支援拠点事業における量の見込み等を見据えた見込みとなるよう留意することとしたところであり、<u>第三期においても、これらの算出方法に沿って量の見込みを算出することが可能である。</u></p> <p>なお、令和4年児童福祉法改正により、市町村は地域子育て相談機関の整備に努めることとしており、地域子育て相談機関は中学校区に1か所を目安に設定することを原則としている。地域子育て相談機関への財政的支援の方法として、利用者支援事業の基本型について必要な見直しを行った上でこれを活用し、支援することを想定していることから、利用者支援事業の基本型の量の見込み及び確保方策を設定する場合には、段階的に地域子育て相談機関を中学校区に1か所を目安に整備することを踏まえ、利用者支援事業の基本型の内数として地域子育て相談機関の量の見</p>

新						
<p>談機関は必ずしも利用者支援事業の基本型の財政支援を受けずとも、地域子育て相談機関として相談対応を行うことも可能であることから、利用者支援事業の基本型を活用したもの・していないもの両者を合算した、地域子育て相談機関全体の量の見込み及び確保方策も設定し、利用者支援事業の基本型の量の見込みとは別に記載すること。中学校区に1か所の整備の達成時期については、整備が市町村の法律上の努力義務となっていることを踏まえ、第三期の事業計画の期間内のできるだけ早い段階で達成できるよう、計画の策定をお願いしたい。</p> <p>< 3 > 提供体制の確保の方策及びその実施時期</p> <p>(ア) 企業主導型保育施設の地域枠の活用 (P62～64) 略</p> <p>(イ) 利用者支援事業の提供体制の確保の方策及びその実施時期 (P66)</p> <p>利用者支援事業については、次のように基本型、特定型、こども家庭センター型のそれぞれを分けて計画に記載すること。その上で、基本型とは別に地域子育て相談機関の数を記載することが望ましい。</p> <p>また、利用者支援事業の市町村支援事業計画への記載について、事業の実施箇所数の設定に加えて、オンライン相談対応が可能な利用者支援事業の箇所数など、特定の機能を持つ事業の箇所数を指標として設定するなど、地域の実情に応じた指標・単位で量の見込み及び確保方策を設定することも可能である。</p>						
		2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	基本型	20か所	…	…	…	…
確保方策	基本型	20か所	…	…	…	…
		2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	地域子育て相談機関	20か所	…	…	…	…
確保方策	地域子育て相談機関	20か所	…	…	…	…
<p>(※利用者支援事業(基本型)の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む)</p>						

旧						
<p>込み及び確保方策を設定し、利用者支援事業の基本型についても適正な補正を行うこと。なお、地域子育て相談機関は必ずしも利用者支援事業の基本型の財政支援を受けずとも、地域子育て相談機関として相談対応を行うことも可能であることに留意されたい。</p> <p>< 3 > 提供体制の確保の方策及びその実施時期</p> <p>(ア) 企業主導型保育施設の地域枠の活用 (P62～64) 略</p> <p>(イ) 利用者支援事業の提供体制の確保の方策及びその実施時期 (P66)</p> <p>利用者支援事業については、次のように基本型、特定型それぞれを分けて計画に記載すること。その上で、基本型については内数として基本型を活用する地域子育て相談機関の数を記載することが望ましい。</p> <p>また、利用者支援事業の市町村支援事業計画への記載について、事業の実施箇所数の設定に加えて、オンライン相談対応が可能な利用者支援事業の箇所数など、特定の機能を持つ事業の箇所数を指標として設定するなど、地域の実情に応じた指標・単位で量の見込み及び確保方策を設定することも可能である。</p> <p>なお、令和4年児童福祉法改正によるこども家庭センターの創設に伴う、母子保健型の取扱い等に関しては、追ってお示しする予定である。</p>						
		2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	基本型	20か所	…	…	…	…
確保方策	基本型	20か所	…	…	…	…
(参考値：基本型の内数)						
		2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	地域子育て相談機関	20か所	…	…	…	…
確保方策	地域子育て相談機関	20か所	…	…	…	…

新							旧						
		2025年度	2026	2027	2028	2029			2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	特定型	5か所	…	…	…	…	量の見込み	特定型	5か所	…	…	…	…
確保方策	特定型	5か所	…	…	…	…	確保方策	特定型	5か所	…	…	…	…
		2025年度	2026	2027	2028	2029			2025年度	2026	2027	2028	2029
量の見込み	こども家庭センター型	5か所	…	…	…	…	量の見込み	こども家庭センター型	5か所	…	…	…	…
確保方策	こども家庭センター型	5か所	…	…	…	…	確保方策	こども家庭センター型	5か所	…	…	…	…
(ウ) 略							(ウ) 略						
< 4 > 略							< 4 > 略						
< 5 > 児童福祉法改正による新事業の量の見込み							< 5 > 児童福祉法改正による新事業の量の見込み						
<p>令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業(以下「新規三事業」という。)が新たに創設され、令和6(2024)年4月1日から施行される。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要がある。</p> <p>新規三事業の「量の見込み」については、①～③の全ての事業が、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案し、以下の算出方法により算出すること。ただし、お示しする方法によらずに事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合においては、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。</p> <p>なお、本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を策定した後において、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行われたい。</p> <p>あわせて、令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業のうち家</p>							<p>令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業として、①子育て世帯訪問支援事業、②児童育成支援拠点事業、③親子関係形成支援事業が新たに創設され、令和6(2024)年4月1日から施行される。これらの事業についても、地域子ども・子育て支援事業に位置づけられることから、市町村支援事業計画において、「量の見込み」や「確保方策」を策定し、計画的な整備を進めていく必要がある。</p> <p>これら新事業の「量の見込み」については、①～③の全ての事業が、市町村が支援の必要があると認めた者を対象としていることから、利用希望把握調査等によらず、要保護児童及び要支援児童等の数等を勘案し、以下の算出方法により算出すること。ただし、お示しする方法によらずに事業の対象として該当する家庭の潜在的ニーズを正確に把握できる場合においては、各自治体の実情に応じて適切に対応することが可能である。</p> <p>なお、本事業は、新たに創設した事業であることから、各年度における実施状況を把握し、計画を策定した後において、利用状況等が量の見込みと大きくかい離している場合には、計画期間の中間年を待たずして、適切に見直しを行われたい。</p> <p>あわせて、令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業のうち家</p>						

新	旧
<p>庭支援事業については、特に支援が必要な者に対しては市町村が利用勸奨や利用措置（児童福祉法第21条の18）を実施することとされており、家庭支援事業の量の見込みの推計において必要に応じて勘案すること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><6> <u>計画作成に当たっての留意点</u></p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 都道府県子ども計画・市町村子ども計画との関係 子ども基本法により、都道府県は、国の子ども大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられており、都道府県子ども計画及び市町村子ども計画（以下「自治体子ども計画」という。）は、それぞれ都道府県支援事業支援計画又は市町村支援事業計画と一体のものとして作成することができることとされていることから、自治体子ども計画の一部を構成するものとして、都道府県支援事業支援計画や市町村支援事業計画を位置づけること等も可能である。</p> <p>(ウ) 略</p> <p><u>(エ) 複数の市町村による共同策定</u> <u>「複数の市町村による共同策定が可能な法定計画について」(令和4年4月5日付け総務省自治行政局市町村課事務連絡)において、市町村子ども・子育て支援事業計画は「運用上、複数の市町村による共同策定が可能な計画」に位置付けられているため、広域連携の取組内容の深化や、法定計画の策定に伴う負担の軽減といった観点から、複数の市町村による共同策定についても必要に応じて検討されたい。</u></p> <p><7> 略</p> <p><8> <u>「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査について</u></p> <p><u>第一期・第二期同様に、第三期市町村支援事業計画や第三期都道府県支援事業支援計画における「量の見込み」及び「確保方策」等に関する調査を行う予定だが、調査に当たっては、それらの算出方法等は問わず、それらの数のみを調査する予定である。</u></p>	<p>庭支援事業については、特に支援が必要な者に対しては市町村が利用勸奨や利用支援、利用措置（児童福祉法第21条の18）を実施することとされており、家庭支援事業の量の見込みの推計において必要に応じて勘案すること。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><6> <u>他の計画との一体的策定</u></p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 都道府県子ども計画・市町村子ども計画との関係 子ども基本法により、都道府県は、国の子ども大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられており、都道府県子ども計画及び市町村子ども計画（以下、「自治体子ども計画」という。）は、それぞれ都道府県支援事業支援計画又は市町村支援事業計画と一体のものとして作成することができることとされていることから、自治体子ども計画の一部を構成するものとして、都道府県支援事業支援計画や市町村支援事業計画を位置づけること等も可能である。</p> <p>(ウ) 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><7> 略</p> <p><u>(新設)</u></p>

